

会 費 基 準 (年 額)

本店法人・公益法人等			支店法人		個人	
区分	本店法人 (資本金)	公益法人等 (従事人員)	会費	従事人員	会費	会費
1 級	30 億円以上	1,000 人以上	117,000 円	3,000 人以上	48,000 円	6,000 円
2 級	10 億円以上	500 人以上	85,800 円	1,000 人以上	36,000 円	
3 級	1 億円以上	300 人以上	54,600 円	500 人以上	24,000 円	
4 級	5 千万円以上	150 人以上	39,000 円	300 人以上	18,000 円	
5 級	2 千万円以上	50 人以上	23,400 円	100 人以上	12,000 円	
6 級	1 千万円以上	40 人以上	19,500 円	50 人以上	8,400 円	
7 級	7 百万円以上	30 人以上	18,600 円	30 人以上	7,200 円	
8 級	5 百万円以上	20 人以上	15,600 円	20 人以上	6,000 円	
9 級	3 百万円以上	10 人以上	11,700 円	10 人以上	4,800 円	
10 級	3 百万円未満	10 人未満	6,600 円	10 人未満	3,600 円	

- 1 本店法人は、資本金区分の級別による。
また、学校法人・財団法人・社団法人・宗教法人・社会福祉法人・商工会議所・農業協同組合等の公益法人等は、従事人員区分の級別による。
- 2 支店法人は、従事人員区分の級別による。なお、議決権を有しない支店法人等から徴する賛助会費も同様とする。
- 3 親会社が会員であり、かつ、親会社と社長（代表者）社屋が同一の子会社の会員は、その資本金にかかわらず、一律 10 級（6,600 円）とする。
- 4 上記会費（法人会費及び個人会費。賛助会費を含む。）については 20%以上を公益目的事業を実施するための費用として使用し、残余の金額については、共益事業会計又は法人会計に繰り入れるものとする。

注 1) 会計年度(4月1日から3月31日)の途中で入会の場合は、月割りで計算する。

注 2) 本会の会費は、経理上「損金」として処理する。

公益社団法人 豊能納税協会

〒563-0025

大阪府池田市城南 2 丁目 1 - 2 1

TEL 072-751-2185

FAX 072-752-3162

E-mail:toyono@nk-net.co.jp